

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>三郷市戸ヶ崎字下堤外三〇八九番三地从先から 同市戸ヶ崎字下堤外三〇八八番地先まで</p>		区 間
<p>一七・一〇〇 二五・一四</p>	<p>一四・〇五〇 二二・〇八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三八・二四</p>		(メートル) 延 長
		備 考